

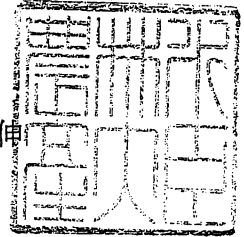


平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直し等について（諮問）

下記の日本農林規格の見直し及び品質表示基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 9 条の 2 及び第 1 9 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和 4 9 年 6 月 2 7 日農林省告示第 5 6 7 号）
- 2 果実飲料の日本農林規格（平成 1 0 年 7 月 2 2 日農林水産省告示第 1 0 7 5 号）
- 3 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成 8 年 3 月 2 8 日農林水産省告示第 3 8 8 号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成 1 2 年 1 2 月 1 9 日農林水産省告示第 1 6 3 4 号）
- ⑤ 炭酸飲料品質表示基準（平成 1 2 年 1 2 月 1 9 日農林水産省告示第 1 6 8 2 号）
- 6 果実飲料品質表示基準（平成 1 2 年 1 2 月 1 9 日農林水産省告示第 1 6 8 3 号）
- 7 農産物漬物品質表示基準（平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日農林水産省告示第 1 7 4 7 号）

炭酸飲料品質表示基準の一部改正について（案）

平成17年8月26日

農 林 水 産 省

1 改正の趣旨

炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）の見直しに伴い、炭酸飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1682号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

炭酸飲料品質表示基準について、印刷瓶詰炭酸飲料の場合、一括表示事項の表示に用いる活字の大きさを5.5ポイント以上とすることができることとすること等の改正を行う。

改	正	案	現	行												
炭酸飲料品質表示基準 (趣旨) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]	炭酸飲料品質表示基準 (趣旨) 第1条 炭酸飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	炭酸飲料品質表示基準・ (趣旨) 第1条 炭酸飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	炭酸飲料品質表示基準・ (趣旨) 第1条 炭酸飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。													
			<table><tr><th>用</th><th>語</th><th>定</th><th>義</th></tr><tr><td>炭酸飲料</td><td>料</td><td>次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの</td><td></td></tr><tr><td>フレーバリング</td><td></td><td>炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ビュレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれからの抽出物 4 乳又は乳製品</td><td></td></tr></table>	用	語	定	義	炭酸飲料	料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの		フレーバリング		炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ビュレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれからの抽出物 4 乳又は乳製品		
用	語	定	義													
炭酸飲料	料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの														
フレーバリング		炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ビュレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれからの抽出物 4 乳又は乳製品														
(表示の方法) 第3条 [略] (1) [略] (2) 原材料名	(表示の方法) 第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) 名称 加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「炭酸飲料」と記載すること。 ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載することができる。 (2) 原材料名 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次のアからウまでの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料については、次に規定するところにより記載すること。	(表示の方法) 第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) 名称 加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「炭酸飲料」と記載すること。 ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載することができる。 (2) 原材料名 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次のアからウまでの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料については、次に規定するところにより記載すること。	(表示の方法) 第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) 名称 加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「炭酸飲料」と記載すること。 ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載することができる。 (2) 原材料名 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次のアからウまでの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料については、次に規定するところにより記載すること。													

う。)以外の炭酸飲料について、記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(7)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「砂糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖・高果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(7) [略]

(5) 原材料として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあつては、水の表示は、省略することができる。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

「削る。」

2. 印刷瓶詰炭酸飲料にあつては、加工食品品質表示基準第3条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項に規定する別記様式（備考を除く。）によらず表示することができる。表示に用いる文字は、同様式の備考の2の規定にかかわらず、日本工業規格Z8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすることができる。

3. 印刷瓶詰炭酸飲料以外の炭酸飲料にあつては、加工食品品質表示基準第3条第1項第6号に掲げる事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定により表示することが困難な場合には、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第4条 [略]

附 則

(施行期日)

1. この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の方法の見直し)

2. この告示による改正後の炭酸飲料品質表示基準第3条第2項における印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の方法の規定については、この告示の施行の日から少なくとも5年を経過する日までに、印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の実態等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

う。)以外の炭酸飲料について、記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(7)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖・高果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(7) 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖・高果糖液糖」、「砂糖・ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖・高果糖液糖」、「砂糖・果糖・ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあつては「砂糖・液糖」とすることができる。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ 原材料として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあつては、水の表示は、省略することができる。

2. 加工食品品質表示基準第3条第1項第6号に掲げる事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定により表示することが困難な場合には、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、純正、ピュアその他純粋であることを示す用語は、これを表示してはならない。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年12月21日(火)

14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し(改正)について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 果実飲料の日本農林規格
- ウ 炭酸飲料の日本農林規格
- エ にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- オ 農産物漬物の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 果実飲料品質表示基準
- イ 炭酸飲料品質表示基準
- ウ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- エ 農産物漬物品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて(案)
- 3 果実飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 4 果実飲料品質表示基準の改正について(案)
- 5 炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 6 炭酸飲料品質表示基準の改正について(案)
- 7 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の見直しについて(案)
- 8 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の改正について(案)
- 9 農産物漬物の日本農林規格の見直しについて(案)
- 10 農産物漬物品質表示基準の改正について(案)
- 11 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○加藤 信子	関西生活者連合会理事
○斉藤 俊子	主婦 (食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
江上 徹	(社) 全国清涼飲料工業会技術部長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
倉石 要一	全日本漬物協同組合連合会 J A S 規格改正検討委員会専門委員
小早川 好弘	(社) 全国トマト工業会技術委員会委員長
小林 隆男	(社) 日本果汁協会技術委員長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

(パブリック・コメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた
意見・情報

(炭酸飲料品質表示基準の改正案)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：17.1.7～2.6）

受付件数

なし

2 WTO通報による各国のコメント（募集期間：17.6.23～17.8.25）

受付件数

なし